

群馬大学大学院理工学府博士後期課程の最終試験及び論文提出による学位申請の場合の試問に関する内規

平成25. 4. 1 制定

改正 令和 6. 7.10

第1条 本学大学院学則第20条によって大学院理工学府教授会（以下「教授会」という。）が行う試験（最終試験）は、次によるものとする。

(1) 最終試験の委員には、主科目担当教授及び教授会で選定された2人以上の教授がこれに当たる。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

(2) 最終試験は、学位論文に関連した分野について行う。

(3) 最終試験は、口頭又は筆答とする。

(4) 最終試験は、学位論文審査終了後なるべく速やかに行う。

(5) 試験の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とする。

(6) 評語は、次のとおりとする。

A 100点～80点

B 79点～70点

C 69点～60点

D 60点未満

(7) 試験委員は、最終試験終了後、試験科目並びにその成績を記載した報告書を教授会に提出する。試験の問題は、教授会の求めがあるときは提出しなければならない。

(8) 報告書には、委員全員の氏名を記名するものとする。

第2条 本学学位規則第5条第4項により行う試問（専攻学術の試験及び外国語試験）は、次によるものとする。

(1) 試問は、学力認定試験委員会が行う。

(2) 試問は、口頭又は筆答とする。

(3) 試問は、学位論文と関係なくその専攻科目について行う。外国語については、学力認定試験委員全員の協議によって問題を選定して行う。

(4) 試問の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とする。

(5) 評語は、次のとおりとする。

A 100点～80点

B 79点～70点

C 69点～60点

D 60点未満

(6) 報告書に試問の成績を添付する。教授会の求めがあるときは、試問の問題を提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月10日から施行する。